

静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式（建設関連業務）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、静岡県交通基盤部が所管する建設関連業務において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件をもって落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

（適用範囲）

第2条 この要領は、入札者の提示する専門的知識、技術及び創意等（以下「技術等」という。）によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生じると認められる建設関連業務に係る委託契約を締結しようとする場合に適用する。

（総合評価審査委員会）

第3条 総合評価落札方式の実施に関する事項の審査を行うため、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）と県職員から構成される静岡県交通基盤部土木関係総合評価審査委員会を設置する。なお、委員会の設置及び運営等は別に定める。

（学識経験者の意見の聴取）

第4条 執行機関の長は、総合評価落札方式の実施に当たり、自治令第167条の10の2第4項及び第5項の規定により、次の場合について、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くものとする。
この場合、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4に基づき、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならないものとする。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき。
- (2) (1)の意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合において、当該落札者を決定しようとするとき。

（入札参加者への周知）

第5条 執行機関の長は、入札公告において別に定めがあるもののほか、次に掲げる事項について公告するものとする。

- (1) 当該建設関連業務が総合評価落札方式であること
- (2) 技術提案等を提出すること
- (3) ヒアリングの有無
- (4) 技術提案等で求める技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）及び評価基準
- (5) 評価の方法及び落札者の決定方法
- (6) 採用された技術提案等が受注者の責により履行されなかった場合の取扱い

（落札者決定基準）

第6条 執行機関の長は、建設関連業務委託の入札に当たり総合評価落札方式を行う場合には、当該入札に係る申込みのうち、価格と技術等が県にとって最も有利なものを決定するための基

準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

- 2 落札者決定基準には、評価基準、総合評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基準を定めるものとする。

（評価基準）

第7条 評価基準は、技術評価に係る評価項目とその得点配分及び価格評価点の算定方法とする。

(1) 技術評価に係る評価項目及び得点配分

技術評価に係る評価項目及び得点配分は、業務の特性等に応じて定める。

(2) 価格評価点の算定

価格評価点は予定価格に対する入札価格の割合に応じて算定する。技術評価に対する価格評価の割合は業務の特性等に応じて定める。

（評価の方法）

第8条 価格及び技術等に係る評価は、入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計と当該入札者の価格評価点を加算した数値（以下「評価値」という。）をもって行う。ただし、入札価格が、「静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領」に規定する調査基準価格の算定方法による調査基準価格を下回った場合は、調査基準価格を評価算定上の入札価格として算出する。

（落札者決定の方法）

第9条 落札者は、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 入札に係る技術等が、入札公告において明らかにした技術的要件のうち、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たしていること。

- 2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

（技術提案の審査）

第10条 執行機関の長は、提出された技術提案書等を適切に審査し、及び評価しなければならない。なお、第4条の②に該当する場合は、学識経験者より意見聴取を行うものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

2 静岡県交通基盤部総合評価落札方式（建設関連業務）試行要領（平成23年4月1日）は、廃止する。

附 則

1 この要領は、平成30年4月5日から施行する。